

# 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)とは

## 目的

子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備し、全ての子育て家庭への支援を強化する。

## 内容

保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満の児童が保護者の就労要件等を問わず保育所や幼稚園などが提供する内容に合わせて一定時間利用することができる制度。

令和8年度から  
全国で始まる  
新制度

月10時間の枠内  
で利用が可能

## 一時預かり事業との違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、子供が成長していくように、子供の育ちを応援することが主な目的です。

### こども誰でも通園制度

- ✓ 子供に家庭以外での経験をさせたいとき
- ✓ 実施施設の提供内容に合わせて週1回、1日2時間程度の利用など
- ✓ 保護者と別れて児童を保育  
(初期には親子で通園する場合あり)
- ✓ 利用料、実費等の負担あり

### 一時預かり事業

- ✓ 保護者が一時的に家庭で保育できないとき
- ✓ 半日又は1日の利用
- ✓ 保護者と別れて児童を保育
- ✓ 利用料、実費等の負担あり